

令和8年度 杉並区立東原中学校 学校経営方針

杉並区立東原中学校長 鳥居 タ子

《法的根拠》

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

《東京都の教育目標》

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
 - 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
 - 自ら学び考え行動する、個性と想像力豊かな人間
- の育成に向けた教育を重視する。

《杉並区教育ビジョン》みんなのしあわせを創る杉並の教育 共に尊重し、大切にしたいこと

- 学び合い、信頼をつくり、共に生きる
- ちがいを認め合い、自分らしく生きる
- 誰もが社会の創り手として生きる

一人ひとりが教育の当事者として心がける視点

- 子供の思いを尊重する
- ちがいを受け入れる
- 対話を大切にする
- 学びの成果を贈り合う
- 社会を創る当事者として考える

《本校の実態》

素直で穏やかな生徒が多く、全体的な学力にも大きな課題は見られませんが、二分化の傾向が見られています。「自由」と「責任」を意識させた生徒指導を行い、子供たちは生徒会活動を中心に、自治の精神をもって学校生活を送っています。一方で、対人コミュニケーションに不安を抱える生徒や発達に一部偏りの見られる生徒への支援や不登校、及びその未然防止への対応が課題です。

《学校教育目標》

「自主」すすんで学び、自ら考える人になろう。
「感性」豊かな心を持ち、たくましく生きる人になろう。
「共生」互いを尊重し、共に高め合う人になろう。

以上を受け、令和8年度の学校経営方針を以下のように定めます。

《目指す生徒像》

- 未来のありたい姿に近付くため、一歩ずつでも歩んでいける生徒
- 世の中で起きる様々な事象に関心を持ち、自分なりの考えをもてる生徒
- 文学や芸術に触れることや、世代や価値観を超えたコミュニケーションを楽しめる生徒
- 正しい自己理解と他者理解を深め、自分も他者も大切にできる生徒
- 周囲の大人を信頼し相談できる生徒であるとともに、社会の一員として頼りにされる生徒

上記の生徒を育成するために

《目指す学校像》「一人ひとりの幸せを追求し続ける学校」

すべての生徒が自分の存在をかけがえのないものとして実感できるよう、安心と安全を保障するとともに、発達支援の視点に立った生徒指導と個に応じた学習指導や支援の充実を図ります。また、保護者や地域の方々と顔の見える関係性を構築し、生徒と生徒に関わるすべての大人がより良い学校創りに参画できる学校を目指します。

上記の生徒・学校の実現させるために期待される教師の姿

《目指す教師像》

- ★ 東原中学校の「みんなの先生」であることを忘れない教師
東原中学校の一教師として、担任、副担任、学年等の枠を超え、すべての生徒の教師であることの意識をもって、職務にあたります。
- ★ 学びを止めない教師
新しい教育課題への対応には、これまでの常識が通用しないこともあります。課題の背景について自ら学び、その解決への方策を考え提案します。
- ★ 個性を尊重する教師
生徒の個性を理解し、尊重するとともに自身の人権感覚を磨きます。
- ★ 与えられた役割を遂行するための努力ができる教師
教師はそれぞれ様々な立場や役割を担っています。自分に期待される役割を自覚するとともに、その職責を果たすため努力します。
- ★ チャレンジを楽しめる教師
「～しなければならない」「～すべきである」という考えにとらわれず、目の前の課題解決に向けて、新たな視点を持ち、様々な活動や改善策に取り組みます。
- ★ セルフモニタリングできる教師
自分自身の心身の状態に意識を向け、必要な休養を積極的にとるとともに、教師というオフィシャルな部分だけでなく、プライベートな自分の人生も大切にします。

目標達成のための指針（教育課程より）

《重点事項》

- ・人権尊重を学校運営の根幹とし、安心・安全な環境整備を進める。
- ・特別支援教育・教育相談・ICT 活用等の校内研修を充実させ、教職員の指導力を向上。
- ・外部講師や地域連携を強化し、社会に開かれた学びを推進。
- ・「朝鑑賞」や「プロジェクトアドベンチャー」などを通じ、社会性・自己肯定感を育成。
- ・毎月の「幸せアンケート」を活用し、いじめ・不登校等の早期発見と支援体制を整備。

《教科指導の重点》

- ・知識・技能の活用場面を重視し、振り返りを通じた学びの深化を図る。
- ・授業規律の徹底と安心して学べる言語環境づくり。
- ・質問教室・自習教室などで自主的な学習を支援。
- ・外部講師による出前授業、少人数指導、図書館活用を推進。

《道徳・総合・特別活動》

- ・生命尊重・いじめ防止を中心とした道徳授業の充実。
- ・キャリア・パスポートを活用した自己理解と進路探究の深化。
- ・地域清掃・震災救援所訓練など社会参画を促す活動。
- ・生徒会や係活動で主体的な課題解決力を育成。

《生活指導・安全教育》

- ・発達支持的生徒指導により個性と自律性を育む。
- ・SNS 問題などは家庭・専門機関と連携し対応。
- ・月例の安全指導・避難訓練、救命講習等による防災力の向上。

《特別支援教育・人権教育》

- ・校内委員会を中心に個別支援計画の充実と関係機関連携を強化。
- ・マイルームを活用し、不登校支援と教科支援を全教職員で実施。
- ・全教育活動を通して人権尊重の姿勢を育成。

《小中一貫教育》

- ・小中合同活動や授業体験などを実施し、9年間の学びの連続性を確保。
- ・発達段階の理解を深め、教員連携を強化する研修を実施。

大切にすること ～「自律」を目指して～

《学習指導について》

- 新たな知識や技能をそのまま教えるのではなく、ファシリテートを意識し、既習事項や身の回りの事象等のヒントから自らが新しい知識をつかみ取れるような働き掛け（発問）の工夫をします。
- 単元のまとめの小テスト等において、課題が見られる生徒に対して、可能な限りの定着の手立てを図ります。※ ボランティアを活用したマイルームでの自由進度学習など
- プリント学習等を行う場合には、可能な限り複数の課題を用意し、生徒の学習進度に合わせて自ら課題を選択する場面を用意します。

《生徒指導について》

- 他者はコントロールできないとの考えに立ち、どのような場面であっても生徒の思いや背景等に思いを巡らせ、個を尊重する姿勢で対応します。
- 生徒指導は一人で対応せず、チームで対応します。
- 生徒指導では、生徒が主体性を発揮できるよう、生徒の活動をファシリテーターとして見守ります。また、生徒の意思決定は最大限尊重し必要に応じた支援により、自尊感情の向上を目指します。
- 言語環境を整えます。

《働き方改革について》

本校の働き方改革の目的は「目の前の生徒たちに全力で向き合うことのできる環境をつくること」に尽きます。

教師の働き方改革により、生徒と教師の対話の時間を生み出し、「先生に話を聞いてもらいたい」「そばにいてもらいたい」と思う子供たちの思いが満たされます。教師にとっては、気になる生徒の声に耳を傾け、必要なアドバイスもできます。また、教師にゆとりが生まれることで、教師が学校以外の場で新たな学びや視点を得られる機会を生み出します。これが生徒理解や授業改善のヒントとなり、子供たちの新たな学びの可能性へとつながります。教師が生き生きと子供たちと関わり、笑顔で子供たちと接する姿のある学校は理想の学校として誰もが望むものだと思います。

そこで、本校では理想の学校に近付くため、令和8年度、以下の内容（文部科学省「学校と教師の業務の3分類」のうち「教師以外が積極的に参画すべき業務」と「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」より）について学校運営連絡協議会や学校支援本部、PTAと連携するなどして見直しを行います。

校内清掃／部活動／給食の時間における対応／授業準備／学習評価や成績処理

学校行事の準備・運営／進路指導の準備／支援が必要な児童生徒・家庭への対応

その上で、教師の本来の業務である以下の業務に時間を使うことができるよう働き方改革を推進します。

・授業・教材研究（授業準備、教材作成、評価など）

・児童生徒の理解・支援（生活指導、相談対応など）

・保護者との教育的連携（面談・協力関係づくり）

・学級経営・教育活動の計画と運営

なお、働き方改革は学校だけの努力ではすすみません。学校の理想の姿を保護者や地域の皆様と共有しながら東原中学校のこれからを創っていけるよう、本校の働き方改革へのご理解とご協力をよろしくお願いします。。

最後に

人間は失敗を繰り返し、そのたびに後悔したり、悩んだり、学んだりしながら成長し続けるものです。また、心が動くような嬉しいことや楽しいことに出会い、辛いことや悲しいことに向き合い、乗り越えることで心が強く、そして柔らかくなっていきます。そこでその場に立ち会い、必要に応じて言葉をかけ、寄り添うのが大人の役割だと考えています。「いつでもそばにいる。」「必要な時には助けるよ。」というメッセージをいつも子供達に届けられる大人がたくさんいる学校でありたいと思っています。決して子供たちをコントロールするようなことはしません。子供たちの主体性を伸ばし、「自由と責任」の本質を理解し、「自律」することの面白さを子供たち自身が感じ取れるような教育の推進をすべての教職員で目指します。